

松子第 326 号
令和 3 年 5 月 14 日

保護者 様

松前町長 岡本 靖
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育の協力依頼の期間延長について (お願い)

平素、当町の福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、家庭保育への御協力をお願いしておりますが、愛媛県の感染対策期が延長されたことを踏まえ、下記のとおり、家庭保育への御協力をお願いする期間を延長させていただきます。

つきましては、御家庭での保育が可能である場合は、引き続き登園を控えていただきますようお願いいたします。保育が必要な方は、手洗いや咳エチケットの徹底等の感染予防対策に努めた上で、各施設を御利用ください。

なお、期間中、家庭保育により登園を控えていただいた場合には、控えた日数に応じて保育料を減免いたします。減免の取扱いは、別紙を御確認ください。

記

- 1 家庭保育の御協力をお願いする期間
令和 3 年 5 月 31 日 (月) まで

※家庭保育の御協力をお願いする期間は、状況に応じて変動する可能性があります。

〒791-3120
愛媛県伊予郡松前町大字筒井 710 番地 1
松前町総合福祉センター 2 階
子育て・健康課 保育幼稚園係
担当：戸井田・中嶋・鷺尾
TEL 089-985-4116

(別紙)

家庭保育に御協力いただいた場合の保育料について

1 減免の対象

- 松前町内に在住し、町立保育所を利用する0～2歳児のお子さん（保育料が無償化されていないお子さん）の保護者のうち、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育に御協力いただき、登園を控えた方の保育料が対象です。
- 減免の対象期間は、令和3年4月9日から令和3年5月31日までです。
- 3～5歳児は、幼児教育の無償化により保育料が0円のため、減免の対象となりません。
- 病気（発熱、風邪、インフルエンザ、その他感染症等）を理由に登園しなかった場合も、対象とします。
- 利用予定でなかった日（私的な旅行や普段利用していない曜日等）は、減免の対象外です。
- 給食費、時間外保育料及びその他の費用については、日割りによる減免の対象外です。
- 松前町外に在住している方は、お住まいの自治体に御確認ください。

2 減免の流れ

- ①一旦、通常どおり保育料をお支払いいただきます。
- ②登園を控えた日数に応じて、25日を基礎として保育料を日割り計算し、減免後の保育料を町が決定します。
- ③町から保護者に、準備が出来次第、減免による差額を還付します。
※還付は、保育料の引落口座への振込により実施します。口座登録がない方には、別途、振込口座を調査いたします。